

発議第 11 号

朝来市小規模企業等振興条例制定について

朝来市小規模企業等振興条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年12月25日提出

提出者

産業建設常任委員長

日 下 茂

提案理由要旨

小規模企業及び中小企業の振興を施策の重要課題として位置付け、振興に関する基本理念を定めるとともに、市、小規模企業者及び中小企業者、商工団体、金融機関、大企業及び市民の責務等を明らかにし、さらなる市民生活の満足度向上及び経済の活性化を図るため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市小規模企業等振興条例

朝来市内の事業所の大多数を占める小規模企業及び中小企業は、地域の経済と雇用を支える重要な担い手として、地域の発展と市民生活の向上に大きな貢献を果たしてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、企業間競争の激化や市場規模の縮小等により、小規模企業及び中小企業は売上げの低迷や後継者不足など、様々な課題に直面しています。

こうした中で、安心して健やかに暮らせる市民生活の維持と地域経済の持続的な発展を図るためには、小規模企業及び中小企業は自らが創意工夫を重ねて事業活動を展開するとともに、地域社会全体がその役割と重要性について共通認識を持ち、連携及び協働を推進することが重要です。

市は、ここに、小規模企業及び中小企業の振興を施策の重要課題として位置付け、振興に関する基本理念を定めるとともに、市、小規模企業者及び中小企業者、商工団体、金融機関、大企業及び市民の責務等を明らかにし、さらなる市民生活の満足度向上及び経済の活性化を図るため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業及び中小企業（以下「小規模企業等」という。）の果たす重要な役割に鑑み、小規模企業等の振興の基本となる事項を定め、小規模企業等の持続的発展及び経済的社会的環境変化への適応の円滑化を図ることにより、市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会及びその他の商工業の振興に関わる団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 大企業 小規模企業等以外の企業者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業等の振興は、小規模企業等の自主的な努力と活力の向上を促進し、市、小規模企業等、商工団体、金融機関、大企業及び市民の相互連携及び協力の下、事業の持続的な発展を推進することを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 小規模企業等の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- (2) 小規模企業等の経営資源の確保の円滑化及び小規模企業等に関する取引の適正化を図ること等により、その経営基盤の強化を図ること。
- (3) 経済的社会的環境の変化に即応し、小規模企業等の経営の安定及び事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- (4) 小規模企業等に対する資金の供給の円滑化及び小規模企業等の自己資本の充実を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念にのっとり、小規模企業等の振興に関する施策を総合的に計画するとともに、実施に努めなければならない。

- 2 市は、小規模企業等、商工団体、金融機関、大企業及び市民との連携に努めなければならない。

(小規模企業等の責務)

第6条 小規模企業等は、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるとともに、事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

- 2 小規模企業等は、事業活動を行うに当たっては、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 小規模企業等は、事業活動に関し、市内の他の小規模企業等、商工団体その他の市内の多様な主体と連携するよう努めるものとする。
- 4 小規模企業等は、商工団体への加入に努めるものとする。
- 5 小規模企業等は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工団体の責務)

第7条 商工団体は、小規模企業等の経営の改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工団体は、小規模企業等の的確な実態把握に努め、その意見等を事業活動に反

映させるとともに、会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を図るものとする。

- 3 商工団体は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、小規模企業等の経営の向上及び改善に対する支援に取り組むよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第9条 大企業は、小規模企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、小規模企業等及び商工団体との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 大企業は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、小規模企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、市内消費等を通じて小規模企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の検証)

第11条 市長は、小規模企業等をめぐる経済的社会的情勢の変化等を勘案し、小規模企業等の振興に関する施策の在り方について、定期的に検証を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(計画の策定)

第12条 市長は、小規模企業等の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、小規模企業等の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ小規模企業等及び商工団体の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、振興計画の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止について準用する。

(計画の公表等)

第13条 市長は、振興計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

- 2 市長は、小規模企業等の振興のために講じた施策の実施状況について、毎年公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、第4条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(振興計画の特例)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画で、小規模企業等及び地域経済の活性化に関する基本的事項を体系的に記載したものがあるときは、その計画期間に限り、第12条第1項の振興計画とみなすことができる。

発議第11号資料

朝来市小規模企業等振興条例逐条解説

朝来市小規模企業等振興条例

朝来市内の事業所の大多数を占める小規模企業及び中小企業は、地域の経済と雇用を支える重要な担い手として、地域の発展と市民生活の向上に大きな貢献を果たしてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、企業間競争の激化や市場規模の縮小等により、小規模企業及び中小企業は売上げの低迷や後継者不足など、様々な課題に直面しています。

こうした中で、安心して健やかに暮らせる市民生活の維持と地域経済の持続的な発展を図るためには、小規模企業及び中小企業は自らが創意工夫を重ねて事業活動を展開するとともに、地域社会全体がその役割と重要性について共通認識を持ち、連携及び協働を推進することが重要です。

市は、ここに、小規模企業及び中小企業の振興を施策の重要課題として位置付け、振興に関する基本理念を定めるとともに、市、小規模企業者及び中小企業者、商工団体、金融機関、大企業及び市民の責務等を明らかにし、さらなる市民生活の満足度向上及び経済の活性化を図るため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例制定の背景や趣旨を示すとともに、小規模企業及び中小企業（以下「小規模企業等」といいます。）が今日まで地域社会で果たしてきた重要な役割や現下の厳しい経営環境を踏まえ、今後の振興に対する朝来市の姿勢と取組の方向性を明らかにしています。

朝来市には、有数の観光資源、特色ある農林水産物や鉱工業品、技術、人材といった豊かで多様な地域資源があります。小規模企業等は、これらの地域資源を最大限に活かし、これまで培われてきた伝統や技術を受け継ぎ、雇用の確保・拡大を図ることが必要です。併せて、次の世代を担う人材育成と新たな技術の研究・開発に努めるとともに、業種間の連携を図りつつ、朝来市だからこそ生み出せる付加価値の高いサービスや商品づくりを進め、地域経済活性化の役割を担っていくことが求められています。

市は、小規模企業等の振興を市政の重点課題と位置付け、小規模企業等の自主的な努力を基本としながらも、商工会などの支援団体や金融機関等と連携を図り、小規模企業等が可能性を追求し、挑戦できる環境づくりを進めていくことを示しています。

（目的）

第1条 この条例は、小規模企業及び中小企業（以下「小規模企業等」という。）の果たす重要な役割に鑑み、小規模企業等の振興の基本となる事項を定め、小規模企業等の持続的発展及び経済的社会的環境変化への適応の円滑化を図ることにより、市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例における目的を定めるもので、小規模企業及び中小企業の振興を図ることを通じて、市経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを基本としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工団体 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会及びその他の商工業の振興に関わる団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 大企業 小規模企業等以外の企業者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

【解説】

第2条は、用語の意義を定めるものです。

第1号及び第2号は、この条例により市と共に振興の主役となる企業者の範囲を中小企業基本法を根拠として定めます。同法による区分は、次のようになります。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業、建設業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
-----	------------	--------	-------

第 3 号から第 6 号までは、小規模企業等の振興を支える関係者として位置付けるもので、市内に所在しているものに限定しています。第 6 号の市民は、朝来市自治基本条例第 2 条第 1 号に規定する市民のうち、法人その他の団体を除く自然人としています。

(基本理念)

第 3 条 小規模企業等の振興は、小規模企業等の自主的な努力と活力の向上を促進し、市、小規模企業等、商工団体、金融機関、大企業及び市民の相互連携及び協力の下、事業の持続的な発展を推進することを基本理念とする。

【解説】

第 3 条は、基本理念を定めるもので、中小企業基本法第 3 条の基本理念をふまえ、小規模企業等は、自主的な努力と創意工夫を重ねるとともに、全ての関係者が相互に連携し、協力することで、事業の持続的な発展を推進するものとします。

(基本方針)

第 4 条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 小規模企業等の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- (2) 小規模企業等の経営資源の確保の円滑化及び小規模企業等に関する取引の適正化を図ること等により、その経営基盤の強化を図ること。
- (3) 経済的社会的環境の変化に即応し、小規模企業等の経営の安定及び事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- (4) 小規模企業等に対する資金の供給の円滑化及び小規模企業等の自己資本の充実を図ること。

【解説】

第 4 条は、基本方針を定めるもので、前条の基本理念にのっとり、市が行う振興施策の基本的な方針を規定しています。

(市の責務)

第 5 条 市は、前条の基本理念にのっとり、小規模企業等の振興に関する施策を総合的に計画するとともに、実施に努めなければならない。

- 2 市は、小規模企業等、商工団体、金融機関、大企業及び市民との連携に努めなければならない。

【解説】

第 5 条は、市の責務を定めるもので、基本理念に則り、第 1 項は、振興施策を総

合的に計画し、実施することを、第2項は小規模企業等全ての関係者との連携の努力義務を規定しています。

(小規模企業等の責務)

第6条 小規模企業等は、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるとともに、事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業等は、事業活動を行うに当たっては、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに取り組むよう努めるものとする。

3 小規模企業等は、事業活動に関し、市内の他の小規模企業等、商工団体その他の市内の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

4 小規模企業等は、商工団体への加入に努めるものとする。

5 小規模企業等は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第6条は、小規模企業等の責務を定めるもので、第1項は、経営について主体的な改善や効率化に努め、地域振興を後押しすることを、第2項は、従業員の能力開発等によりその意欲と生産性を高め、安全で快適な職場環境の整備の推進に努めるべきことを規定しています。

第3項は、市内の他の小規模企業等や商工団体その他の関係者との連携の努力義務を規定しています。

第5項は、市が行う振興施策に対する協力を努力義務として規定しています。

(商工団体の責務)

第7条 商工団体は、小規模企業等の経営の改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

2 商工団体は、小規模企業等の的確な実態把握に努め、その意見等を事業活動に反映させるとともに、会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を図るものとする。

3 商工団体は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第7条は、商工団体の責務を定めるもので、第1項は小規模企業等の経営の改善や革新を促進するための取組の実施を、第2項は、小規模企業等の経営状況についての的確な把握に努め、その結果を当該小規模企業等の経営改善に反映させるとともに、商工団体相互の関係強化や多様な主体その他の関係者との連携の義務を規定しています。

第3項は、市が行う振興施策に対する協力を努力義務として規定しています。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、小規模企業等の経営の向上及び改善に対する支援に取り組むよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第8条は、金融機関の役割を定めるもので、第1項は経営の向上及び改善に対する支援を、第2項は市が行う振興施策に対する協力を努力義務として規定しています。

（大企業の役割）

第9条 大企業は、小規模企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解するよう努めるものとする。

2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、小規模企業等及び商工団体との連携及び協力に努めるものとする。

3 大企業は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第9条は、大企業の役割を定めるもので、第1項は、地域経済の発展は小規模企業等の事業活動が極めて大きな原動力になっていることへの理解を、第2項は、その事業活動を行う上での小規模企業等及び商工団体との連携や協力の努力義務を規定しています。

第3項は、市が行う振興施策に対する協力を努力義務として規定しています。

（市民の役割）

第10条 市民は、小規模企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを理解し、市内消費等を通じて小規模企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第10条は、市民の役割を定めるもので、小規模企業等の振興が地域経済の発展と生活の利便性等の維持向上を支えるものであることを理解し、市内消費等を通じて小規模企業等の振興への協力の努力義務を規定しています。

（施策の検証）

第11条 市長は、小規模企業等をめぐる経済的社会的情勢の変化等を勘案し、小規模企業等の振興に関する施策の在り方について、定期的に検証を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第 11 条は、施策の検証を定めるもので、その施策の在り方について定期的な検証と見直しを行い、必要な措置を講ずべきことを規定しています。

（計画の策定）

第 12 条 市長は、小規模企業等の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、小規模企業等の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ小規模企業等及び商工団体の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、振興計画の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止について準用する。

【解説】

第 12 条は、小規模企業等の振興に関する計画の策定を定めるもので、第 1 項は当該振興計画を市が策定することを、第 2 項は、策定の際に小規模企業等及び商工会の意見を聴取することを、第 3 項は、振興計画の変更又は廃止をする場合についても小規模企業等と商工団体の意見を聴取することを規定しています。

（計画の公表等）

第 13 条 市長は、振興計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

2 市長は、小規模企業等の振興のために講じた施策の実施状況について、毎年公表するものとする。

【解説】

第 13 条は、振興計画及び実施状況の公表等を定めるもので、第 1 項は、振興計画については策定の際及び変更の際の公表を、第 2 項は、実施状況の毎年の公表義務を規定しています。

（財政上の措置）

第 14 条 市は、第 4 条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

第 14 条は、市は、第 4 条の規定により講ずることとした施策の推進に必要な財政上の措置を講ずることを努力義務として規定しています。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（振興計画の特例）

2 この条例の施行の際現に策定されている計画で、小規模企業等及び地域経済の活性化に関する基本的事項を体系的に記載したものがあるときは、その計画期間に限り、第 12 条第 1 項の振興計画とみなすことができる。

【解説】

附則第 1 項は、本条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日として定めるものです。第 2 項は、現に策定されている計画を第 12 条第 1 項の振興計画とみなすことができる特例について定めるものです。